

一般財団法人鳥取県建築住宅検査センター

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務手数料規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、別に定める「一般財団法人鳥取県建築住宅検査センター長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程」に基づき、一般財団法人鳥取県建築住宅検査センター（以下「当センター」という。）が実施する技術的審査業務に係る技術的審査料金について、必要な事項を定める。

(技術的審査料金)

第2条 技術的審査業務に関する審査料金の額は、1戸につき、別表に掲げる額とする。

(審査料金の納入方法)

第3条 依頼者は、依頼と同時に、前条による額を現金により納入しなければならない。

(消 費 税)

第4条 本規程に定める審査料金の額に、消費税を別途徴収するものとする。

(技術的審査料金の返還)

第5条 納入された技術的審査料金は返還しない。ただし、当センターの責に帰すべき事由により技術的審査業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

(附 則)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

別 表

	床面積の合計	審査料金		
		I)	II)	III)
	戸建住宅	35,000 (30,000)	33,000 (28,000)	31,000 (26,000)
共同住宅	500㎡未満	55,000 + M × 21,000		
	500㎡以上1,000㎡未満	70,000 + M × 21,000		
	1,000㎡以上2,000㎡未満	94,000 + M × 21,000		
	2,000㎡以上10,000㎡未満	270,000 + M × 21,000		
	10,000㎡以上50,000㎡未満	420,000 + M × 21,000		
	50,000㎡以上	870,000 + M × 21,000		

- 注) 1. 戸建住宅で ( ) 内の金額は、当センターに建築確認申請と併願の場合。  
2. I) : 住宅型式性能認定（以下「認定」という。）及び型式住宅部分等製造認証（以下「認証」という。）を受けていない住宅。  
II) : 認定及び認証で受けた住宅の性能項目が、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の認定基準（以下「認定基準」という。）の内、2項目以下の住宅。  
III) : 認定及び認証で受けた住宅の性能項目が、認定基準の内、3項目以上の住宅。  
3. M : 技術的審査の対象となる住宅戸数。